Ⅶ-8　桜島火山災害対策復旧・復興計画

鹿児島市地域防災計画

桜島火山災害対策

復旧・復興計画

鹿児島市

令和３年３月

目　　次

第１章　計画の基本的事項
第１節　本計画の位置付け
第２節　復旧・復興計画の考え方

第２章　対応方針と防災体制
第１節　復旧・復興の対応方針
第２節　復旧・復興時の体制

第３章　復旧のための応急対応
第１節　被害状況の把握
第２節　火山噴出物を含む災害廃棄物等の処理
第３節　ライフライン施設の復旧
第４節　施設の災害復旧事業等の推進

第４章　計画的復興への条件整備
第１節　復興体制の整備
第２節　復興計画の作成
第３節　広報・相談対応の実施
第４節　金融・財政面の措置
第５節　災害救助法の適用

第５章　すまいと暮らしの再建
第１節　緊急の住宅確保
第２節　恒久住宅の供給・再建
第３節　雇用の維持・確保
第４節　被災者への経済的支援
第５節　公的サービスの回復

第６章　安全な地域づくり
第１節　安全な市街地・公共施設整備
第２節　都市基盤施設の復興
第３節　文化の再生

第７章　産業・経済復興
第１節　情報収集・提供・相談
第２節　中小企業の再建

第３節　農林漁業の再建

第８章　島外への避難者への対応

第１節　避難者の一時帰宅・帰島

第２節　避難者の帰宅・帰島、移住

第１章　計画の基本的事項

第１節　本計画の位置付け

本計画は、本市の桜島火山災害対策の基本となる「鹿児島市地域防災計画（火山災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、桜島火山災害に係る噴火活動終息後の復旧・復興時における対応について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の見直しが行われた場合、また実際復旧・復興を進める際に新たな課題や住民等からの要望等があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第２節　復旧・復興計画の考え方

大正噴火においては、溶岩の流出だけでなく、約６億㎥と推定される大量の軽石・火山灰が噴出し、桜島と大隅半島を広く覆い、厚いところでは1m以上に達した。これにより市民生活、交通、通信や農業、水産業が壊滅的な被害を受けた。また、噴火に伴い発生した最大震度６の地震により、建物等の倒壊、崖崩れ、ライフラインへの被害も生じ、河川においては、土砂災害が噴火後数年に渡って繰り返し発生した。

今後、大正噴火と同規模の噴火が生じた場合、市民生活だけでなく、交通、各種生活インフラへの被害が想定され、被害状況に応じた適切な復旧・復興対策が求められることとなる。

本計画では、大正噴火規模の噴火が起こった場合甚大な被害等を受けるおそれがある桜島島内の復旧・復興対策として取り組むべき項目及びその概要を整理し、被害状況等に応じた円滑な対応に繋げることとする。

なお、復旧・復興の基本的方針は、被災の状況等を勘案し、以下のとおり定める。

⑴　被害が比較的軽い場合

「迅速な原状復旧」を原則とし、復旧が一段落したら従来通り中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

⑵　被害が甚大な場合

多量の噴出物が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は迅速な原状復旧を目指すことが困難になることから、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等の中長期的課題の解決を図る「計画的な復興」を目指す。

（参考）過去の桜島大規模噴火

名称	日時	内容
大正噴火	1914（大正 3）年 1 月 12 日	【現象】 軽石・火山灰（推定 6 億㎥）、火砕流、 溶岩流、土石流、地震（M7.1）等 【被害状況】 ・桜島島内死者・行方不明者 29 名 ・市街地側死者 29 名 ・全焼家屋 2,148 戸
昭和噴火	1946（昭和 21）年 3 月 9 日	【現象】 火山灰（推定 2 千万㎥）、火砕流、溶岩流、 土石流　等 【被害状況】 ・死者 1 名（土石流） ・黒神集落 160 戸の大部分、有村集落 55 戸の 半数が溶岩に埋没

第２章　対応方針と防災体制

第１節　復旧・復興の対応方針

１　復旧・復興対策の流れ

復旧・復興対策の実施にあたっての対応の流れを次に示す。各対応の詳細は関係章を確認するものとする。

⑴　復興に関連する応急対応【第３章】
迅速な原状復旧に取り組むにあたり、早急に対応する項目を整理する。

⑵　計画的復興への条件整備【第４章】
計画的な復興に取り組むにあたり、前提条件として検討しておくべき項目を整理する。

⑶　すまいと暮らしの再建【第５章】
住宅、雇用、経済支援等、市民生活の再建に大きく関わる項目について整理する。

⑷　安全な地域づくり【第６章】
市街地、道路、交通の復興や、防災まちづくりなど、都市全体の復興に関する項目について整理する。

⑸　産業・経済復興【第７章】
地域の産業・経済の復興を目指すための各種対策についての項目を整理する

⑹　島外への避難者への対応【第８章】
火山災害においては、火山活動が長期にわたる場合や、一部地域で土石流が反復する場合、大量の軽石火山灰、溶岩流等で土地の利用が困難になる場合が考えられるため、避難した住民等の帰宅・帰島又は移住に関する項目について整理する。

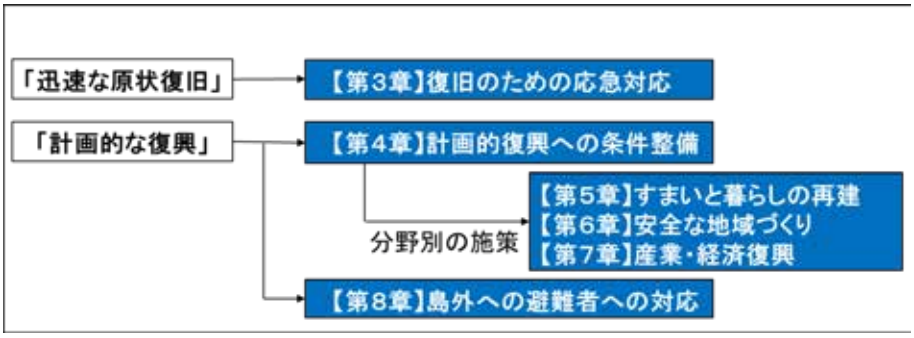

図　復旧・復興計画の構成

第２節　復旧・復興時の体制

復旧･復興にあたっては､｢第４章第１節　復興体制の整備｣に基づく体制での実施を基本とする。

なお、大規模噴火に伴う災害対応にあたっては、国や県との連携が重要となることから、状況に応じて、県に対し、応援や国との連絡調整の要請を検討する。

第３章　復旧に関連する応急対応

第１節　被害状況の把握

１　応急対策のための被害調査

⑴　建築物被害の概要調査

噴火活動の収束後に早急な調査を行い、被災地全体の被災状況を把握する。これは、被災者救助、応急的な住宅の必要戸数の推計、ライフライン復旧、市街地復興計画検討、以後の各種調査体制検討など、各種対応の参考資料となる。

①　被害の調査

市は、噴火活動の収束後に建築物被害の概要調査を実施し、被害概況の把握に努める。

被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているものなどの概要を把握する。

②　被害の報告等

市は把握した被害の概要を随時、県に報告する。

調査結果を迅速に集計し、被害率の図化、地区別及び全体での建築物被害数の集計を行う。

⑵　都市基盤施設被害の概要調査

道路・橋梁、河川・海岸施設、港湾、上水道、通信、電力、廃棄物処理施設等について、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置、各種応急対応計画検討のための資料として活用する。

①　被害の調査

各施設管理者・事業者は、それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。

被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。

②　被害の報告等

各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、市・県に報告する。

市・県は、これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。そうした体制を活用して、各機能被害の関連を踏まえた復旧順位の検討や各種機能の代替方策を検討する。また、被災者への適切な情報提供に努める。

⑶　人的被害の把握

人的被害の調査は、次の２つの目的で実施する。

・　災害弔慰金・災害障害見舞金支給、義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援
・　人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映

①　人的被害の把握

警察、消防、医療など関係機関からの情報や、市への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請などを通じて、人的被害の正確な把握に努める。さらに、被災者遺族からの災害弔慰金の申請情報などと併せて、正確な情報管理に努める。

遺体については、警察による検視が行われる。

②　身元不明遺体・行方不明者への対処

身元不明遺体については、警察による身元確認調査が行われる。身元確認ができない場合、

市は遺骨・遺留品を保管する。

行方不明者については、警察が届け出を受けて調査する。なお、当該災害のやんだ後 3 月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定され、災害弔慰金に関する規定が適用される（弔慰金法第 4 条）。

⑷ 利用可能空地の把握

各種の応急対応、復旧作業の基地、応急仮設住宅の建設、ゴミ・がれき処分のための仮置き場などのために、公有地はもとより、民間所有地についても利用可能な空地を調査し、確保する。

① 現地調査

土地利用現況図、住宅地図などを参考に、利用可能空地を抽出し、現地調査を行う。

利用条件に適した空地であれば、即座に所有者を調べ、利用に関する交渉を行う。

庁内各部局、各事業者が利用している空地についても情報提供を求め、利用に係る諸条件や利用予定期間を把握する。

② 情報の共有・活用

庁内各部局、各事業者等との情報交換、協議を継続的に行い、空地の効率的な利用について調整する。

2 二次的被害の拡大防止に関する調査

⑴ 応急危険度判定（大規模噴火に伴う地震災害）

大規模噴火に伴う地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、及び落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより、二次的災害を防止する。

また、建物の使用に不安を持つ被災者に情報を提供することで、避難所などからの被災者の帰宅を促進する。

応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因（台風等）によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。

応急危険度判定は、罹災証明書発行のための被害認定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用の可否の判定や復旧に向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには、別途「被災度区分判定基準」が適用される。

① 調査の方法

市は、県に応急危険度判定の実施を要請し、市では主に建築関連部局が中心となって、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。

市は、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要のある建物データに関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段の提供等についても県と連携しつつ準備する。

調査対象となる建物が多数ある場合には、共同住宅など一定の建築物に対して実施し、調査の対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。

迅速に調査を行い、その結果を、施設所有者・利用者に伝える。

② 広報・問い合わせ対応

応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、罹災証明書発行のための被害認定

などと混同されやすく、広報や調査の際における説明（パンフレット配布など）に心がける。

問い合わせ受付電話などを設けて対応する。

⑵　被災度区分判定

被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。

被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

①　方法

原則として建築主の依頼により、建築の専門家が被災した建物の損傷の程度及び状況を調査するものであり、調査に関する受付・相談窓口を設けるなどの対応を実施する。

専門家の紹介や斡旋に際しては、関連団体、応急危険度判定士等に協力を要請する。

②　参考

被災度区分判定の方法については、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」（財団法人 日本建築防災協会）を参考とする。

⑶　被災宅地危険度判定

壁・のり面等を含む建築物の敷地（宅地）の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を表示する。

方法

被災宅地危険度判定士は、被災地で市又は県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者である。

危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地（宅地）が対象となる。判定作業は 2～3 人が 1 組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。

被災宅地危険度判定の結果については 3 種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。

⑷　がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査

がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大、二次災害の発生を防止するための応急措置、応急復旧工事等を実施するとともに、本格復旧・復興計画の基礎資料とする。

方法

土砂災害警戒区域、土砂災害警戒特別区域、山地災害発生箇所を対象に調査を実施する。調査は、主に県、関係機関、専門家等が連携して実施する。

なお、危険な箇所が発見された場合には、避難指示等の措置、観測・監視機器等の設置、警戒基準雨量や余震震度の設定などの警戒避難対策を実施する。

上記調査に際しては、対象が広範囲にわたり、また、地中の岩盤風化や亀裂など目視によって確認できない危険箇所もあることから、発災前後の航空写真による比較、ヘリコプター等による空中探査なども併行して実施する。

⑸　被災ビルのアスベスト使用状況調査

吹き付けアスベストについては、呼吸器への影響や発ガン性が指摘され、昭和 50 年代以降使用禁止となっている。地震などで被害を受けた建物を解体撤去する場合には、アスベスト飛散防止

に関する十分な対策が必要となる。しかし、アスベスト使用の有無が明らかになっている建物は少ないため、全半壊ビルなどについて早急に使用実態を把握し、工事業者への指導、工事の監視などを行う。

吹き付けアスベスト除去工事に関しては、一定面積以上の定められた工事について、県知事に届け出なければならない。しかし、ビルの解体・撤去工事に伴うアスベスト除去工事は、相当な費用を要することから、届け出による把握だけでなく、使用実態の調査を実施するよう努めることとする。

方法

被災ビルの所有者に対して、アスベストに関する警告と解体工事に伴う届け出の実施を広報する。

全・半壊ビルを対象に、アスベスト使用可能性の調査を行う。調査にあたっては環境省や日本石綿工業会の協力を要請する。

調査の結果、アスベスト使用可能性があるビルについては、所有者、解体工事請負業者に警告を発し、工事業者への指導、工事の監視などを行う。

3　法制度の適用に関する調査

⑴　災害救助法の適用

災害救助を迅速・的確に実施するとともに、救助費用に関する申請事務を適切に行う。

方法

市は、把握した被害について、随時その概要を県に報告し、県は、災害救助法の適用について検討の上、決定する。

⑵　被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援法の適用を受け、居住する住宅が全壊するなどした被災者に対して被災者生活再建支援金を支給する。

方法

市は、住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随時調査状況を県に報告する。

全壊世帯数が市町村で 10 世帯以上、又は都道府県で 100 世帯以上ある場合などには同法の対象となる。（施行令第一条）

同法が適用された場合、市町村は、制度対象者への迅速な周知に努める。

⑶　各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査

次のような公共施設等に関する法制度により、災害復旧・復興への財政的援助を受ける。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（農林水産省・国土交通省）
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農林水産省）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（文部科学省）
- 公営住宅法（国土交通省）

方法

災害復旧事業に関する調査は、各施設の所管部局が実施する。

⑷　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用

激甚法の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。

方法

火山災害対策編「第４章　第２節　激甚災害の指定」に準じる。

４　すまいと暮らしの再建に関する調査

⑴　住家等の被害認定調査

被災者から申請があったとき、又は市長が必要と判断するときは、遅滞なく住家等の被害状況を調査する。

調査期間は、災害の規模等によるが、大規模災害発生の場合でも発災から１か月以内を目途に初回の調査を実施することとする。

⑵　り災証明書の発行

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明するため、被災者から申請があったときは、り災証明書を遅滞なく交付する。

被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

⑶　被災者生活実態調査

①　生活実態調査

当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するための調査を実施する。

避難所や応急的な住宅での訪問による聞き取り調査を基本とする。被災者が多い場合には発災後初期にはサンプリング調査を行い、その後、悉皆調査やアンケート調査を行う。なお、遠隔地に疎開している被災者についても、報道機関による広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査を行う。また、生活実態の把握は、継続的に実施する。

（項目例）

・　生活実態調査：被災前の生活状況（収入、資産等）、資産被害、収入の減少及び支出増加、生活上の問題点 等

・　健康調査：避難所・応急的な住宅の長期化に伴う健康状況の調査（生活行動、食生活、ストレス、アルコール中毒、慢性疾患等）及び被災者・児童、行政職員等の心の健康に関する調査 等

②　要支援者・世帯調査

急増する福祉ニーズに緊急に対処し、さらに将来の福祉に関する復興プランを策定するため下記の調査を行う。

ア　緊急調査：ホームヘルパー、民生委員等と連携し、要介護高齢者・障害者及び要保護児童について、避難所や応急的な住宅への入居者、在宅の被災者、各種施設入所者に対する調査を行う。

イ　抽出調査：福祉ニーズの変化を客観的に把握し、福祉に関する復興プランを策定するために、無作為抽出等によって、要支援者・世帯の実態を調査・分析する。

（項目例）

・　安否確認、身体状況等の変化、緊急ショートステイや緊急一時受入施設の必要性

・　ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の支給、障害者手帳等の再交付、応急仮設住宅における改修のニーズ 等

⑷　住宅再建意向調査

住宅被災者の再建について適切な支援策を検討すること及び各種事業制度の適用により被災宅地の整備や移転、公営住宅の供給等を行おうとする場合に、事業計画の検討を行うために実施する。

被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で、訪問による聞き取り調査又はアンケート調査を行う。

（項目例）

被災住宅の概要（位置、宅地面積、住宅面積、附帯施設、住宅と兼ねる用途、構造、築年数）、被害箇所・程度、関連事業に関する意向、住宅確保方法の意向（補修、再建、購入、公営住宅入居等）、確保する住宅に関する意向（位置、宅地・住宅面積、その他）、資金・既往債務 等

⑸　離職者・雇用動向調査

被災者の雇用を確保するために、雇用実態を正確に把握する。

被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせを行う。また、業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査等を実施する。

（項目例）

雇用保険の失業給付受給者、有効求人倍率、業種別従業員過不足実態 等

⑹　産業被害と再建意向調査

商工業、農林水産業被害調査及び再建意向調査

緊急融資の資金需要把握と復興施策の検討及び、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用や関連事業の適用を受けるために実施する。

被災事業者及び事業協同組合等に対して、聞き取り調査のほか、特に必要がある場合にはアンケート調査を実施する。

（項目例）

各事業者における災害前の状況（売り上げ・生産高等）、直接被害状況・被害額、間接被害額（売上減）、既往債務、再開意向及び再建への課題等、事業協同組合等の共同施設に関する直接被害状況・被害額、取引先の状況、再建時の希望（事業規模・内容・高度化等）等

⑺　文化財・歴史的建造物等の被害調査

国・県・市の指定する文化財やその候補、（一社）日本建築学会等から一定の評価を与えられた歴史的建造物などのいわゆる「未指定文化財」、その他民家等に保管されている歴史的資料など、被災地において次世代に受け継いでいくべき財産に関する早急な被害調査と修理・保護の呼びかけを行う。また、埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し、再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方策を検討する。

文化庁や関連機関、周辺市町等の協力を得ながら、教育委員会が中心となって調査する。

（項目例）

被害状況、修理・保護の呼びかけ及び意向、保管要望等

⑻　復興状況把握のための調査

被災地の復興状況を継続的に把握し、適切な措置を実施する必要がある。必要な支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の継続的把握が不可欠である。

調査が必要な主な項目は以下のとおりである。なお、人口指標は各種復興施策の計画・実施や

その効果を評価するための基本的な指標であることから、実態人口の把握が重要な課題となる。この把握には、国勢調査が基本となり、毎月住民基本台帳上の出生・死亡、転出・転入及び外国人登録の増減を加減して公表されるが、災害後の特殊な状況下で、届け出のない人口移動が発生し、その把握は困難となるため、別途その推計を行う必要がある。

項目	内容	項目	内容
①被害の復旧状況	・公共施設・公共土木施設等の復旧状況 ・ライフライン関連事業者の復旧状況 ・交通関連事業者の復旧状況	④経済復興状況	・工業統計調査 ・経済構造実態調査 ・業界団体別再建状況調査 ・店舗、商店街再開率 ・観光入り込み客数、ホテルの客室稼働率 ・借入金の償還状況
②住宅再建状況調査	・建築確認の申請状況 ・住宅資金融資、同申込状況 ・公営住宅等への入居状況 ・応急的な住宅の解消見通し		
③被災者生活	・被災者生活実態調査 ・離職者・雇用動向	⑤その他総合的指標	・人口、人口動態 ・地価動向 ・住民意識調査

表　復興状況把握のための調査

第２節　火山噴出物を含む障害物の除去

火山災害対策編「第３章　第１８節　火山噴出物を含む障害物の除去計画」に準じる。

※災害廃棄物等の処理（がれき処理）【資料編資料第 81・Ⅰ-278】

第３節　ライフライン施設の復旧

火山災害対策編「第３章　第３８節　電力施設災害応急対策計画」、「第 3 章　第 39 節　ガス施設災害応急対策計画」、「第３章　第４０節　電気通信施設災害応急対策計画」に準じる。

なお、被害の状況に応じて中長期的に課題の解決を図るための計画的な復興については、本計画の「第６章　第２節　4　ライフライン施設の復興」を参照

第４節　施設の災害復旧事業等の推進

火山災害対策編「第４章　第１節　施設の災害復旧事業等の推進」に準じる。

なお、被害の状況に応じて中長期的に課題の解決を図るための計画的な復興については、本計画の「第６章　第１節　安全な市街地・公共施設整備」を参照

第４章　計画的復興への条件整備

第１節　復興体制の整備

１　復興本部の設置

⑴　復興本部の設置

①　設置時期（復興本部準備室→復興本部事務局→復興本部の段階的な体制の確立）

・　基本的には、災害発生後の早い時期に復興本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動が概ね終息して市民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。

・　災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ災害対策本部とは別組織の復興本部を設置する。

②　設置・廃止

復興本部は、重大な被害により都市の復興及び市民生活に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認めたときに設置することとする。

なお、市長が、復興及び市民生活の安定を確保することが確実であると認めたときは復興本部を廃止することとする。

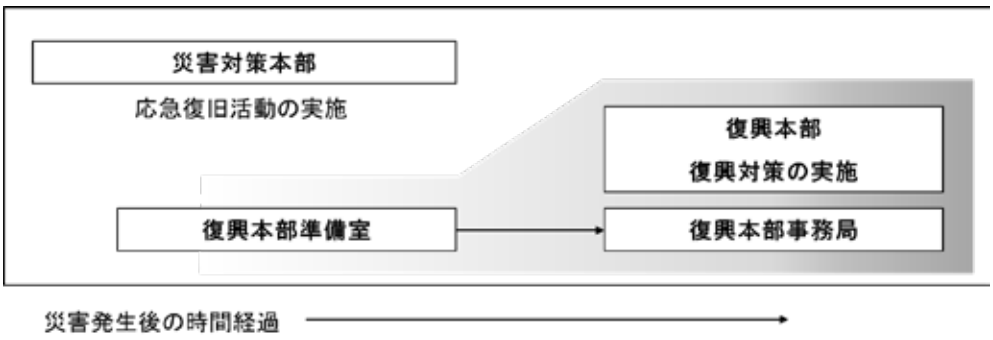

図　災害対策本部と復興本部の関係

⑵　復興本部の組織

復興本部の本部長は市長とする。

復興本部を運営する復興本部事務局については、各施策間の調整を図るためにも防災担当部署と企画担当部署が連携を図りながら担当することが重要である。

復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の市町との連携を図る場として連絡協議会を設置する。

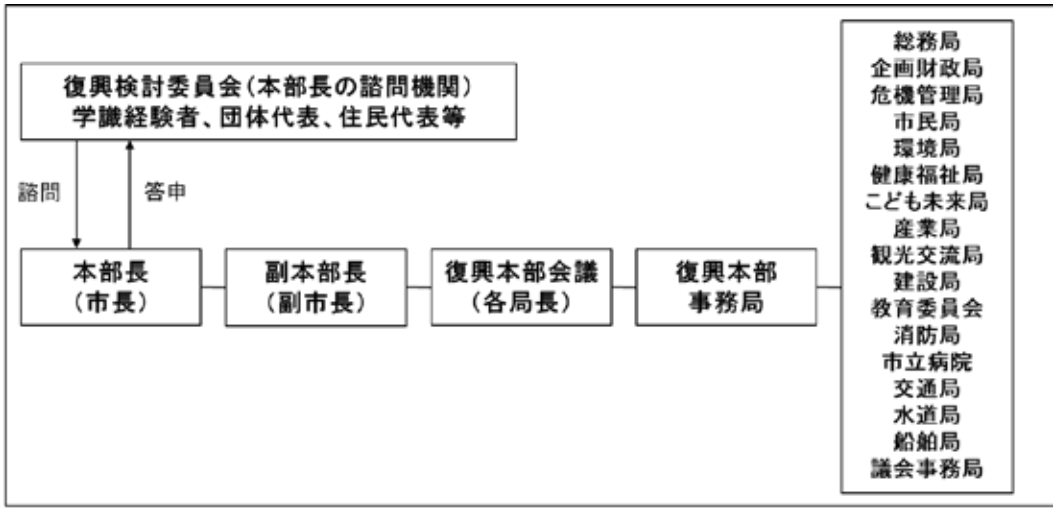

図　復興本部の組織構成

⑶　復興本部会議の運営

復興施策を展開していくため、復興にかかわる各部局が相互に協議・調整を図ることが必要になることから、その場として復興本部会議を運営する。

復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

⑷　人的資源の確保

復旧・復興への取り組みにあたって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。

必要に応じて、会計年度任用職員等の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。

2　復興本部と関係機関の連携

⑴　県、市の役割分担

①　各機関の役割

市は被災地域における復興対策を重点的に実施する。

県に対して、市町間の調整や市単独では実施が困難な施策の実施、技術的・財政的支援、国への支援要請等を要請する。

市が実施すべき事項であっても、単独で実施することが困難な事項については、市は、県及び国に対して支援を要請する。

市は、県や国が主体となり実施する事業についても、地元（地域、住民等）との合意形成や広報活動などの対応については、県や国と連携して取り組む。

②　復興組織相互における連携

市は、復興事務局を窓口として、復興体制の立ち上がり当初から県と十分な連携を図り、復興対策を推進する。

また、市への県職員の派遣要請を行い、被災地と県の連携を図る。

③　複数の市町の連携

被害が複数の市町に及び、それらの市町が連携を図り復興対策を推進する必要がある場合には、県に対し各市町間の調整を要請する。

⑵　指定公共機関との役割分担

地域防災計画で位置づけられている指定公共機関については、必要に応じて協議の場を設け、それぞれの役割分担を明確にして連携を図る。

⑶　住民･事業所との協力連携

復興対策の実施に当たっては、行政、住民、事業所の連携･協力のもと適切な合意形成に努めながら進める。

特に、復興計画の策定や事業の推進に際しては、地域の住民･事業所の意向を十分に反映させられるような体制を構築する。

第２節　復興計画の作成

１　復興計画策定体制

⑴　組織体制

①　庁内組織の設置

復興計画策定組織の重要な役割として、既存計画（施策）との整合性の検討、庁内各部局の調整を行うことがあげられる。この組織が中心となり、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。

復興計画は、多様な分野にわたるため、各部局が個別に策定するのではなく、総合的な観点から策定することが必要である。そのため、庁内各部局間での調整を十分に行っていくことが必要となる。

②　委員会・専門部会等の設置

法律、政治、経済、社会、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家が参画する委員会等を設置し、庁内原案に専門家の意見を反映させる。

被害の規模などに応じて、例えば、まちづくり、経済再建・地域振興、住宅・生活再建等については、関連部課の担当者により構成される専門部会を設置し、個別課題に対する対策案を検討する場とする。

⑵　地域等との連携

復興計画は多様な分野に及ぶものであり、住民生活に密接に関わるものでもあるため、住民の意見を十分に反映し、計画を作成する。

復興計画に住民の意見を反映させるため、住民との意見交換の場を設けることや、電子メール等による住民意見の募集、住民アンケートの実施などを検討する。

住民の意見･提案を収集する際、桜島島外へ長期避難した被災者も対象者とする。

住民の意見をより反映させていくため、段階的に内容を提示していく。

特に、復興計画の大枠及び方向性が固まった段階で住民に提示し、その大枠や方向性に対する住民の意見を十分に復興計画に反映させる。

⑶　国や県、他の市町との連携

復興事業に携わる機関、団体は多岐にわたるため、国や県、他の市町との連携を図るとともに、他の市町の復興計画との整合性を図りながら復興計画を策定する。

⑷　復興計画の公表・広報

復興は地域が一体となって行っていくものであり、そのためには復興計画は地域住民に公表する必要がある。復興計画においては、以下に示すような方法で公表を行う。

・　記者発表
・　広報紙（市民のひろば）
・　市ホームページ　等

2　復興方針の検討

⑴　復興理念

災害により自身や親しい人々が傷つき、住み慣れた住まいや地域が被災するなど、災害後における住民の精神的ダメージは計り知れない。このため、復興理念の設定は、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとする。

復興計画において、新たに復興理念を設定することが考えられるが、その場合、総合計画など既往の中・長期構想との調整を図る。

⑵　基本方針（復興計画に掲げる復興の基本的考え方と復興の目標水準の設定）

復興本部は、被災地域の復旧・復興対策を進める上で、被災地域の将来ビジョンに関する基本的方針を設定し、方針設定後は、地域住民や国・県・周辺市町へ広く公表する。

復興の基本的考え方として、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉え、住民の生活の復興を第一の目標として掲げることが、より住民の立場に立った復興の考え方になる。

復興の目標水準については、災害後の社会経済状況や復興に対する住民の要望等によっては、必ずしも平常時と同様の目標水準を設定することになるとは限らない。市町村が目標水準をどのレベルに設定するかについてはいくつかの考え方がある。

①　本来災害がなければ続いたであろうと思われる既往の総合計画等に掲げる当初の目標水準を一気に達成するもの

②　災害がなければ当然達成するであろうと考えられる目標水準を復興計画等の目標水準に掲げる考え方であるが、これは復興後の次の段階においての目標水準の設定を本来の総合計画等の目標達成に向けて引き続き総合計画の目標水準を掲げる考え方である。

③　総合計画等に掲げる目標水準とは関係なく、独自に目標を掲げる考え方である。この考え方には、その後の段階における目標水準の考え方として、当初の総合計画の目標水準を掲げるものと、当初の総合計画にはこだわらない目標水準を掲げるものの 2 つの考え方がある。被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが望ましい。

3　復興計画の作成

⑴　復興計画の内容

・　復興に関する基本理念
・　復興の方向性
・　復興の基本方針・目標
・　復興計画の目標年次
・　復興計画の対象地域
・　個々の復興施策の体系（被災地･都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等）
・　復興施策や復興事業の事業推進方策

・　復興施策や復興事業の優先順位

⑵　復興計画の策定

①　被災教訓の反映

復興計画には、再度被災しないために防災力の向上を図った施策等を盛り込む。復興計画に被災教訓を反映させるため、各分野の有識者、専門家などの意見を参考にする。

②　復興施策の優先順位の決定

復興施策は広範囲な分野にわたり、内容も多岐にわたるため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定する。

③　計画の策定（手順）

計画の策定にあたっては、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成の基本方針について原案を作成する。

計画作成における基本方針をもとに、計画の指針として、計画の目標や取り組むべき施策・事業等について策定する。その際、審議会等の開催により、専門家の知見の反映を図る。

復興指針を受け、具体的な計画策定を行う。

第３節　広報・相談対応の実施

１　広報

⑴　概要

復興に係る方針や具体の施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供する。

⑵　広報手段の確保

①　広報の手段

ホームページ、各種ＳＮＳなどを活用して、市民が必要としている情報を随時発信できるよう、インターネット環境を確保する。必要に応じて、随時の広報紙の作成・配布ができるよう、事業者等の協力も得て、体制を構築する。

②　避難先情報の把握

他県、他市町村に避難している住民にも必要な情報を周知するため、その避難先等を把握する。

報道機関等を利用して、市への避難先の連絡を要請する。

③　報道機関等との連携

新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアとの連携体制を構築する。

報道機関専用の場所を確保・提供する。

④　報道、うわさ、問い合わせ状況の把握

報道、うわさ、問い合わせの多い事項を把握し、特に誤報、デマ等の発生に対する打ち消し広報等に必要な措置を行う体制を構築する。

⑤　外国人への広報

国際交流等の担当部署が中心となり、外国人に配慮し、多言語による情報提供体制を構築する。必要に応じ国際交流ボランティア等にも協力を求める。

⑥　コールセンターの設置

各種の問い合わせに対応するため、コールセンターを設置する。一元的な窓口を設置することで、被災者等の混乱を防ぐ。

⑶　広報一元化体制の整備

①　行政機関における広報一元化

広報の一元化体制を構築し、庁内、関係機関における広報一元化を周知・徹底する。特に国の出先機関と地方公共団体との広報の調整方法を明確にする。

②　行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化

施設の被災、通常と異なる業務体制などによる各担当部署の新設・変更、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。

２　市民生活相談

火山災害対策編「第４章　第３節　１　市民生活相談」に準じる。

※市民生活相談【資料編資料第 80・Ⅰ-278】

第４節　金融・財政面の措置

１　金融・財政面の緊急措置

⑴　緊急の金融措置

被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、必要に応じて以下のような金融支援対策を実施する。

①　既存制度の拡充と特別融資制度の創設

既存融資制度の拡充又は特別制度融資の創設を検討する。

信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。

②　各金融機関に対する円滑な融資の要請

被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。

③　既貸付金の条件緩和

被害を受けた事業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し要請する。

被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

⑵　財政需要見込額の算定

被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

被災状況調査結果をもとに各種復旧･復興事業、震災復興基金への貸付金などの財政需要見込額を算定する。

⑶　行財政計画の検討

各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定す

る。

財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。

災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所、郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

② 市の資金計画

市は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、短期資金の確保を行う。

⑷ 予算編成

① 予算編成の基本方針作成

発災後は本予算、補正予算をあわせて数次の予算の編成を行うことが必要になることから、効果的な施策の実施のため、一連の予算編成の基本的な方針となるものを策定する

緊急度が高い復旧･復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であり、その旨を計画に盛り込む。

② 予算編成の実施

発災から概ね 1 週間までに応急活動費用への予算措置を行う。

迅速な対応が必要であり、議会等を召集する時間的余裕がない場合には、市長の専決処分によって予算の補正を行う。

被災による税収の減少等により、正確な予算規模を把握することが困難な場合には、復旧･復興以外の分野について、予算編成を骨格予算にすることが必要である。

2 復興財源の確保

⑴ 補助事業、特例等の有効活用

復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を図る。

特に、激甚法の適用は、財政上重要となる。指定を受ける場合は、被災概要を内閣府に報告して指定を要請するとともに、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業の関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他必要事項について調査結果を提出する。

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けることにより、以下に示すような事業において財政援助、財政措置を受けることができる。

- 公共土木施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- 公立学校の施設の災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（公営住宅法）
- 保護施設の災害復旧事業（生活保護法）
- 児童福祉施設の災害復旧事業（児童福祉法）
- 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業（老人福祉法）

・　身体障害者更生援護施設の災害復旧事業（身体障害者福祉法）
・　知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業（知的障害者福祉法）
・　婦人保護施設の災害復旧事業（売春防止法）
・　感染症指定医療機関の災害復旧事業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
・　感染症予防事業（激甚法）
・　がれき処理 など

⑵　起債

災害対策債、歳入欠かん等債を発行し、復興財源の確保を図る。その際、健全な財政を維持することについても配慮することが必要である。

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入としては、次の措置がとられる。

・　補助災害復旧事業債：元利償還金の 95.0%
・　単独災害復旧事業債：元利償還金の 47.5～85.5%

また、激甚災害の指定により、小災害債、歳入欠かん等債の発行が可能となる。

⑶　特別交付税

災害に際しては、地方税を始めとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、地方公共団体においては各種の財政負担が生じる。

それらを個々に算出することが難しいことから、「特別交付税に関する省令」は、災害に係る配分項目として基準に基づいて算出した額が特別交付税として措置されることとなっている。

３　復興基金の設立

⑴　復興基金の創設

災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために復興基金を設立する。

復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定める。

①　基金の運用及び基金による支援を実施する組織の設置

復興基金の管理・運用及び基金の運用益による支援を実施する財団法人を設置する。復興基金の運用及び復興基金による復興施策は、市等が設立した財団法人によって行われるケースが多い。

条例、又は公益信託方式により復興基金を設置し、運用を図る。

復興基金の財源として、義援金と市からの出捐金･貸付金があげられる。

復興基金の運用及び復興基金による支援を実施する組織の設置にあたっては、下記の方式によることが考えられる。なお、基金の対象区域が複数の市町村域にわたる場合、設立に際して連絡協議会等を設け調整を行う。

ア　条例方式：地方自治法第 24 条の規定に基づく基金条例によって設置
イ　財団方式：財団法人を設立して設置

②　復興基金の運用

市は関係機関と協議の上、出資者、出資比率、運用財産確保方策、決算の公表、貸付金の返還等の事項について定める。なお、運用財産確保方策については義援金等についても運用財産

として受け入れるかどうか等について検討する。

⑵　復興基金による支援の実施

復興基金を活用して、次のような施策の実施を検討する。

・　被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
・　被災者の住宅の再建など住宅の復興を支援する事業
・　被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興を支援する事業
・　被害を受けた私立学校の再建など教育･文化の復興を支援する事業
・　被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

これらの施策を決定するにあたって、義援金等を運用財産として受け入れる場合には、使途を生活復興の支援に限るかどうか検討する。

第５節　災害救助法の適用

火山災害対策編「第３章　第２節　災害救助法の適用及び運用計画」に準じる。

第５章　すまいと暮らしの再建

第１節　緊急の住宅確保

火山災害対策編「第３章　第１３節　住宅の供給及び応急修理計画」に準じる。

第２節　恒久住宅の供給・再建

１　住宅供給に関する基本計画の作成

⑴　恒久的な住宅の必要戸数の算出

住宅被害戸数から恒久的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査により、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。

①　住宅被害戸数の概況把握・報告

災害対策本部等で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、被災後における住宅被害戸数の概況を把握する。

公営住宅等の被災状況の調査を行う。

市は逐次把握した住宅被害情報を県に報告する。

②　被災者等の再建意向の把握

ア　住宅再建意向の把握（時期：災害発生から１か月後以降）

・　住宅確保の見込み（補修、再建、購入、公営住宅入居、民間賃貸住宅入居等）

・　宅地や再建場所への意向（補修、希望する宅地の面積・位置）

イ　まちづくりへの意向の把握（時期：復興基本構想や基本計画案公表後等）

・　集団移転や土地区画整理事業等への意向（移転か、従前場所での再建か等）

・　市街地整備計画案に対する要望・意見等

③　恒久的な住宅の必要戸数（概算）の想定

以上を勘案して、地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数（概算）を想定する。

⑵　恒久的な住宅の供給可能戸数の把握

①　公営住宅の供給による供給可能戸数の把握

新規建設可能用地を把握し、新規建設による供給可能戸数を算出する。

応急仮設住宅の建設可能用地の把握時に、公営住宅の新規建設可能用地も把握する。また、建設可能用地の被害状況等の調査も行う。

補修・補強による現状維持戸数、建替えによる供給可能戸数を算出する。

②　公社住宅等の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出

公社等の賃貸住宅・分譲住宅の補修・補強、建替え、新規建設による供給可能戸数を算出する。

③　民間住宅の供給可能戸数の算出

応急的な住宅の供給可能戸数の算出で収集した民間賃貸借上げ等による住宅の情報に基づき、借上げ等による供給可能戸数を算出する。

関係団体等に、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給可

能戸数等を確認する。

④　供給可能戸数の算出

以上により、被災地全体の住宅供給可能性を把握する。

⑶　恒久的な住宅の供給計画の策定

恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、住宅被害戸数の詳細把握に基づき、必要に応じ恒久的な住宅の供給計画を策定する。

なお、ここで策定する供給方針は、住宅復興に関する基本的な枠組みであり、その達成に向けての具体的な施策は、別途詳細な計画を策定する。

①　恒久的な住宅の供給戸数の決定

恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、引き続き実施される住宅被害戸数の詳細把握に基づき、以下を想定する。

・　都市計画事業との連携による恒久的な住宅の供給計画量
・　自力で持ち家を再建・修復、購入、民間賃貸住宅に入居する世帯数の想定
・　災害復興公営住宅など低家賃の公営住宅の供給計画量

②　公営住宅等の供給方針の策定

民間賃貸住宅・分譲住宅の供給可能戸数等を踏まえ、公的住宅の供給計画を策定する。

・　公営住宅等（県営・市営住宅の建設、借上など）

それぞれの種類の住宅について、供給方針、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。

公営住宅等の家賃の設定、家賃補助等について検討する。

③　民間住宅（補修・再建、分譲、賃貸）への対応方針の策定

被災地における住宅ニーズを勘案しながら、民間住宅の補修・再建、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給への動向を踏まえ、民間住宅への対応方針を策定する。

・　持ち家の補修・再建への支援方針、対象戸数
・　民間賃貸住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数
・　民間分譲住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数

④　恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）の策定

以上の検討を踏まえ、被災地全体の恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）を策定し、公表する。

計画においては、公営住宅や民間住宅（分譲・賃貸）等の供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。

⑤　住宅の緊急整備計画の見直し

被災地における住宅建設動向、被災者ニーズの継続的把握を踏まえ、適宜、緊急整備計画を見直す。

2　公営住宅の供給

⑴　公営住宅の建替・補修

災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補修の必要性を検討する。

被災原因を踏まえ、現地に再建した場合の安全性に配慮する。

① 建替・補修

手順

ア 被害状況の把握及び立地場所の安全性の検討

イ 補強計画の策定

ウ 居住者への通知

エ 補強工事の実施

② 宅地の復旧

再建の場合の宅地造成費は宅地復旧費として国庫補助対象となる。なお、他の場所に移転・再建する場合や宅地のみを復旧する場合の費用は、災害復旧事業債単独災害により、起債対象となる。

⑵ 公営住宅の新規整備

① 新規建設

新たな公営住宅の供給が必要となった場合は、地域の実情に応じ、適切な手法を選択し整備を図る。

② 民間住宅の公営住宅としての活用

市が民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として積極的に活用していく。

⑶ 家賃低減化対策

公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるため、被災者も支払い可能な範囲の家賃が設定されることとなるが、病気にかかっていることやその他特別の事情がある場合において必要があると認められるときは家賃を減免する（鹿児島市営住宅条例第 16 条）。

⑷ 入居者の募集・選定

公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。

① 入居者の選定基準の作成

公営住宅（借上げ・買取り公営住宅も含む）の入居者の選定基準を作成する。

被災者救済の観点から入居者資格を緩和しようとする場合は、条例において定める（ただし、政令に規定する収入以下）。

② 公営住宅の一時入居者の居住継続の意向把握及び正式入居の手続き

一時入居者の正式入居要件等を作成する。

一時入居者に対する正式入居の意向調査を行う。

現在居住している住宅での居住継続を希望する場合は、正式入居の手続き等を行う。

現在居住している住宅以外の公営住宅での居住を希望する場合は、住み替え住宅の選定・確保を行い、決定した段階で正式入居の手続き等を行う。

③ 入居者の募集

広報及び報道機関等により、募集情報を提供する。

④ 入居者の選定

選定事務及び入居手続事務を行う。

⑸ その他公的住宅の供給

市は、被災した家屋数が非常に多く、応急的な住宅確保や災害公営住宅の建設等では被災者への住宅供給が間に合わないような場合等には、民間住宅等を活用した公的住宅の供給を検討する。

３　住宅補修・再建資金の支援

⑴　法制度に基づく事業

所管省庁等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的運用（利率、償還期間等）を要請する。

相談所を開設すると共に、広報紙、報道機関等を通じて情報を提供する。

相談内容等を分析し、住宅再建上の課題を把握し、必要な支援措置を検討する。

⑵　融資制度の創設

住宅再建への経済的支援として、過去の事例では以下のような住宅再建支援が実施されている。市は必要に応じてこうした支援の実施を検討する。

- 住宅再建資金（公的融資、民間融資、高齢者への融資）への利子補給
- 大規模補修費用への利子補給
- 全半壊の住宅を再建するために必要となる解体費用の一部助成
- ダブルローン被災者への支援
- 高齢者向け特別融資制度の創設
- 移転費用への助成等
- 手数料・租税減免

⑶　がけ地応急防災工事費補助事業

市は、がけ崩れによる被害又は被害の拡大を防止し、市民の安全を確保するため、がけ地所有者等が行う応急防災工事に要する費用のうち、2 分の 1 の額を補助する。

⑷　災害拡大防止に係る応急措置

甚大な災害が発生し、放置されることにより、さらに人命・財産の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれがあり、かつ土地所有者等による早急の対応が困難な場合は、市長は、必要な応急措置を講ずることができる。

４　既存不適格建築物対策

⑴　建築基準法の弾力的な運用

接道不良等の既存不適格建築物の中には、敷地・建物の共同化などを行わなければ再建することができないものが多く存在する。そのため、共同化に対するインセンティブを高める方策など、既存不適格建築物の建替・再建を促進させる施策を計画に盛り込むとともに、建築基準法の範囲内で、弾力的な運用を図る。

⑵　建築協定の積極的な運用

建築協定を結ぶことによって、壁面線指定による前面道路幅員によって決定される容積率を緩和することができる。建築協定によって得られるメリットをアピールし、建替・再建を促進する。

５　その他各種対策

⑴　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（旧罹災都市借地借家臨時処理法）の適用

この法律は、大規模な災害で多数の借地上の建物が滅失した場合に、借地権者の保護を図るために、借地借家に関する特別措置を定めるものである。

同法は、特定大規模災害として政令で指定されることで、政令で指定した地区に適用される。

法の概要は、以下のとおりである。

・　従前の賃貸人が建物を再築し、賃貸する場合その旨を従前の借家人に通知（法第 8 条）

・　何ら公示なく借地権を 6 か月間対抗でき、政令施行の日から 3 年間は掲示による対抗力が認められる。（法第 4 条）

・　借地上の建物が滅失した場合、借地人による借地契約の解約（法第 3 条）や、賃貸人が借地権の譲渡を承諾しない場合について、裁判所の許可を求める申し立て（法第 5 条）を認める。

・　被災地で、存続期間 5 年以下でかつ更新がない借地権の設定を認める。（法第 7 条）

⑵　住宅復興に関する情報提供・人的支援

住宅の復興を促進させるために、行政からの助成内容、住宅再建メニュー、再建モデルプラン、一般的な再建費用、再建成功事例、再建活動事例など住宅復興に係わる様々な情報を提供する。

住宅再建等に関する補助制度、事業制度、再建資金等についての相談窓口を設置する。

方法

住宅の取得・再建等の情報を、広報及び報道機関等により提供する。

自力再建に係る各種情報の提供及び相談に対応する相談窓口を設置する。

住宅やまちづくりに関する専門家を登録し要請に応じて派遣する制度を準備する。

⑶　建築確認・監視体制の整備

迅速な建築確認申請の処理、現場審査の実施、違反建築の監視・指導ができる体制を整える。

被災者は苦しい経済状態の中で再建を急ぎ、また、悪質な業者も横行することから、無届けでの建設や、建ぺい率、容積率、構造などの面で違反建築が建てられる可能性が高くなる。これらを監視し、危険な住宅の再生産を防ぐ。

①　体制の整備

建築確認に関連する各部署が連携した体制を整える。

他の地方公共団体職員等に応援を要請する。

②　手続きの簡素化等

緊急かつ臨時的な措置という観点から、被災建築物の再建について、確認申請に関する要件の緩和、処理の迅速化等を図る。

申請手続きに関する手引き等を作成し、建築士等の関係団体に配付する。

建築確認にあたっては、防火関連事項について対応する。こうした事務に関する体制の整備・手続き等の迅速化を図る。

⑷　その他の支援

①　民間住宅入居の促進

・　恒久住宅の供給・再建と併せて、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅入居者への家賃補助の実施等についても検討し、入居を促進する。

・　また、空き家のあっ旋を行う。

②　家財の一時保管場所の提供等

・　家屋の補修等に際して、家財の一時保管場所の提供等を検討する。

第３節　雇用の維持・確保

火山災害対策編「第４章　第３節　6　職業のあっせん等」に準じる。

※職業のあっせん等【資料編資料第 84・Ⅰ-284】

第４節　被災者への経済的支援

１　給付金等

火山災害対策編「第４章　第３節　4　災害弔慰金等の支給」に準じる。

※災害弔慰金の支給【資料編資料第 82・Ⅰ-279】

２　各種減免猶予等

火山災害対策編「第４章　第３節　5　税の徴収猶予及び減免等」に準じる。

※税の徴収猶予及び減免等【資料編資料第 83・Ⅰ-284】

３　義援金

火山災害対策編「第３章　第２８節　義援金・義援物資等の取扱計画」に準じる。

第５節　公的サービス等の回復

１　公共施設の復旧

⑴　施設等の被災状況の把握

公的サービスに関わる機関、施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建策のあり方（施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等）を決定する。

各機関・施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。

⑵　早期復旧による機能維持

市の通常業務については、そのほとんどが電子化されていることから、システム及びデータの復旧等を行う。

医療は、被災前の水準への復旧を目指すとともに、必要に応じて仮設診療所、巡回移動診療所を設置する。

福祉サービスについては、災害により新たに施設等への入所が必要になった避難行動要支援者に対し、一時入所の実施とそれに伴う施設の拡充・整備を図る。地域における福祉需要の動向及び復興期を通じての福祉需要の変化を判断する。

⑶　仮設・代替施設等による機能維持

庁舎等施設の復旧等に時間を要する場合には、代替施設の確保等を早急に進める。

医療サービス機能に関しては、特に医療機関の復旧が遅れている地域や被災前と比較して医療需要の増加が見られる地域においては、応急活動として開設されていた医療救護所を仮設診療所に移行させ医療活動を維持する。

教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての活用を図る。

２　医療、保健対策及びメンタルヘルスケアの充実

火山災害対策編「第３章　第９節　医療、助産、保健計画」に準じる。

３　福祉対策

⑴　社会福祉施設の再建

被災により新たに在宅･施設福祉サービスが必要となる避難行動要支援者が発生することが予想される一方で、福祉施設の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられる。このため、施設の拡充･整備による施設サービスの早期復旧を図る。

①　社会福祉施設の復旧

施設の被害状況を調査した上で、被災施設の早期復旧を図る。

②　新たな社会福祉施設の設置検討

施設福祉サービスの需要の動向と既存施設の被災状況を考慮し、状況によっては施設の新設について検討する。

⑵　在宅福祉サービス等

高齢化により年々在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。このため、民生委員等による巡回訪問等を実施し、避難行動要支援者に対する在宅サービスの充実を図る。

①　避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

応急仮設住宅入居者や避難所生活者を中心に保健師等の巡回を実施し、災害により新たに避難行動要支援者となった被災者の把握に努める。

避難行動要支援者に対しては、定期的に民生委員を派遣するなど、支援体制の早期確立に努める。

ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの在宅 3 サービスの実施に当たっては、被災状況や避難生活の長期化等を配慮し、対象者を広げるなど、サービスの拡充に努める。

②　一時入所の実施

入所可能な施設及び受入可能人数を把握し、需要調査結果と比較して、施設が不足する場合は、福祉施設に定員以上の受入を要請、又は他自治体への依頼、国への要請等を行う。

⑶　生活保護

被災によって新たに生活保護が必要となる被災者が発生することが予想される。このため、生活保護制度に対する広報の充実に努めるとともに、新たな要保護者の発見に努める。

①　ケースワーカーの巡回による要保護者の早期発見

応急仮設住宅入居者や避難所生活者等に対してケースワーカーの巡回訪問を実施し、要保護者の実態（数･状況等）の早期把握に努める。

②　生活保護制度に関する広報の充実

応急仮設住宅入居者等を中心に、生活保護制度に関する小冊子等を配布し、制度の周知徹底と利用促進に努める。

４　学校の再開

火山災害対策編「第３章　第２１節　文教対策計画」に準じる。

５　ボランティアの受入れ、支援体制

火山災害対策編「第３章　第２３節　3　ボランティアの受入、支援体制」に準じる。

第６章　安全な地域づくり

第１節　安全な市街地・公共施設整備

１　復興防災まちづくり方針の作成

⑴　復興防災まちづくり方針の作成

復興時における防災まちづくりは、再度の被害を受けにくい集落・市街地として計画的に整備することが直接の目的である。被災した住民や事業所が再び災害への不安を持つことなく、生活及び経済基盤の再建に専念できることを基本に災害に強い地域社会を形成していくための将来ビジョンを示すものとして、以下の点に配慮して計画づくりを行う。

①　被害状況への対応と既存の上位計画と整合した計画づくり

災害復興における防災まちづくりは、発生した被害の状況を踏まえた防災的方策を講じると同時に、総合計画等の既存上位計画や個別施設の整備計画等の内容に配慮し、復旧・復興の基本方向を決定する。

②　災害事象に適合した防災対策の検討・計画化

個別の災害事象が主因、あるいは誘因となって複合的に被害を拡大させる場合があるため、災害事象全体を十分把握した上で、適切な対策を検討し、計画づくりを行う。

③　災害対策のためのハード施設とともにソフト面の対策を検討した計画づくりを進める。

対策の全てをハード系施設整備のみに頼ることは危険であり、コスト面から現実的に難しい場合もあるため、施設管理、観測、避難等のソフト面の対策についても、防災まちづくり計画の一環として計画する。

④　被災地の住民等の意見を反映させた計画づくり

被災した都市基盤や市街地の再建は、被災者の生活再建と被災地の社会・経済活動の再建のためには不可欠であることから、復興における防災まちづくりは、計画作成から事業の実施において緊急性が求められる。計画作成時には地域住民の意向を把握し、それらを反映させた計画づくりを進めることにより、計画内容に関する地域住民のコンセンサスを迅速に図る。

⑤　被災者の生活再建や産業・経済再建施策との十分な調整

計画づくりは、各種の調査結果等をもとに、復旧か復興かという方向性の決定や復興の方針作成、基本構想・基本計画の作成等の基本的な手順に従って進める必要がある。また、計画作成においては、防災施設等の整備内容と住宅再建のための住宅団地の形成や産業・経済再建のために各種の経済活動の基盤整備等との調整を図る。

２　基盤未整備地域の復興

⑴　建築制限の実施

①　初期の建築制限

都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、建築基準法第84条により１月以内の建築制限を行う（更に１月をこえない範囲内で延長可能）。

②　長期的建築制限

被災市街地復興特別措置法では、震災などにより相当数の建築物が滅失した区域を「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定することにより、災害後最長２年間堅牢な建物の建築

行為が制限されるとともに、市街地復興のための特別措置を適用できることが定められている。

したがって、建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。

⑵　再開発事業

再開発事業には、市街地再開発事業、住宅街区整備事業があり、さらにそれらに関連する各種事業が用意されている。

⑶　住宅市街地の基盤整備

住宅市街地においては、土地区画整理事業、漁業集落においては、漁港漁村総合整備事業、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。

①　住宅市街地の基盤整備による防災力向上、環境整備

②　農業・漁業集落整備関連

農業・漁業集落において地盤の嵩上げや基盤整備を行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業の「土地利用高度化再編整備」により、嵩上げ・整地するとともに、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地広場などの集落環境施設を行うことが可能である。

⑷　延焼防止対策

災害後の市街地の防災力向上の一環として、特に密集市街地では、火災の延焼防止対策を実施する必要がある。

①　延焼遮断帯整備（沿道不燃化）

都市防災構造化推進事業（都市防災不燃化促進事業）は、密集市街地を幹線道路及びその両側の不燃化によって延焼遮断帯を構成するものである。

②　消防水利確保、消防活動困難地区解消

延焼防止対策の一つとして、消防水利の確保を行う。

消防活動困難地区の解消として、前項の基盤整備事業の他、局所改良により狭あい道路の解消を図る生活道路整備事業がある。

③　防災緩衝地帯整備

その他、特殊な事業として、石油コンビナート等特別防災区域における災害から市街地を防護するための防災緩衝地帯整備事業（融資）などがある。

⑸　避難施設・防災拠点等の整備

被災集落・市街地において、避難計画を担保する避難施設を整備する。

避難場所は、市街地火災の危険が無いこと、洪水・高潮・津波・土砂等が到達しない場所等、災害の種類に応じて確保することが必要である。また、そこに至る避難路についても、災害の特性に合わせた整備を行う。

なお、避難場所の多くは防災活動の拠点となるため、そうした観点からの整備も必要となる。

①　避難施設の整備

避難地の整備に係る事業手法としては、総合的な整備が図れる漁村関連の事業や防災まちづくり事業の他、通常の公園整備事業、漁港・港湾改修事業等により確保することが可能である。

②　防災拠点等の整備

防災空間・拠点の整備としては、以下のような事業の中で、地域のコミュニティレベルから、広域的レベルまで、各種の整備が可能となっている。

・　都市防災構造化推進事業（地区公共施設等整備事業）
・　公園事業（都市公園事業、防災緑地緊急整備事業）
・　街並み・まちづくり総合支援事業
・　防災まちづくり事業
・　地域防災拠点施設整備モデル事業
・　漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業 など

３　災害危険区域等の設定

⑴　災害危険区域の指定

建築基準法第 39 条を根拠として、市は、条例に基づき災害危険区域を指定することができる。災害危険区域内では、建築物の建築の禁止あるいは制限を行うことが可能であり、条例によってそれらの内容を定めることができる。

例えば、風水害・津波・高潮害を軽減するために区域内の建物の用途、地盤高・床高制限、構造等を規制することを検討する。

指定の手順は概ね次のとおりである。

・　被災範囲及び被災状況の把握
・　災害危険区域の指定エリアの検討・学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等の実施
・　被災者の移転、再建に関する意向の把握
・　災害危険区域条例の作成
・　条例による災害危険区域の指定

⑵　その他の危険区域指定や建築制限等

建築基準法以外の法に基づく危険区域指定や建築制限等としては、以下のものがある。

・　砂防、地すべり、急傾斜地崩壊危険区域指定
・　宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域の指定
・　改正水防法による浸水想定区域（国又は都道府県が区域を指定し、公表する）
・　土砂災害防止法の特別警戒区域指定（土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）では、大規模地震発生直後、集中豪雨発生直後など、崩壊等の発生する危険性が高まった場合、国土交通大臣が緊急時に指定等を指示できる）

その他、市が独自に規制を行う場合がある。

例）活断層周辺規制（横須賀市）

⑶　建築物の耐災性強化

危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。

そのため、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を推進する。

①　建築物の耐震改修

住宅又は一般の建築物の耐震改修については、住宅金融公庫又は政府系金融機関による低利融資が準備されている。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて「特定建築物（多数の者が利用する一定の建築物）については、建築確認手続きの特例、建築基準法の特例、住宅金融支援機構の金利の特例などの措置がある。

② 耐水性の強化

洪水・高潮対策としては、地域特性対応型住宅割増融資（特定雨水対策住宅）が準備されている。

4 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ

⑴ 移転事業

移転の手法については、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の意向等を踏まえ選定する。

① 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

② がけ地近接等危険住宅移転事業による移転

移転対象世帯が少ない場合やまとまって移転する意向が弱い場合に適する。

③ 漁業集落環境整備事業による移転

土地利用高度化再編整備として、津波・高潮等の常襲地域において、安全な場所への移転を行い、跡地に水産関連施設の用地整備を行うもの

④ 低地対策河川事業等

低地部において、河川改修事業と一体として市街地再開発事業を実施する場合

⑤ 水防災対策特定河川事業

宅地の嵩上げ、集約化をする場合

⑥ 過疎地域集落再編整備事業

災害に関連して設けられた事業ではないが、集落等の移転を推進する事業である。

⑵ 嵩上げ事業

被災地の地盤を嵩上げする方法は、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の意向等により、種々の方法が考えられる。それら要素を調査・勘案し、地域に合った手法を選定する。

なお、嵩上げにあたっては、以下のような点が課題となる。

- 被災箇所の地盤の嵩上げ・良好な住環境の整備
- 避難路・避難地の整備
- 残存家屋への対応
- 嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保
- 住宅再建資金関連事業の延長

その他手法による嵩上げ・基盤整備

漁業集落以外の地域では、嵩上げに活用できる補助事業は基本的にはないが、農村においては農業集落整備関連事業による集落土地基盤整備と併せて行うことや、その他の集落・市街地においては復旧・復興対策として行われる漁港・港湾事業、海岸・河川事業、その他防災対策事業、住宅団地造成等により発生した残土の受入と土地区画整理事業などの基盤整備事業を組み合わせることにより可能である。

⑶ 被災公共施設等の移転・嵩上げ

一般に災害復旧事業は原形復旧を原則としているが、原形に復旧することが不可能な場合（例

えば集落が移転する場合)、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合には、改良復旧や当該施設に代わるべき必要な施設を整備する。

市は所管の公共施設の復旧に際して、災害危険度や施設の重要度等に応じて、以下の様な改良復旧を行い、安全性の確保を図る。

① 庁舎の再建に伴う移転・嵩上げ

災害発生時に現地災害対策本部が設置される支所庁舎、避難所等となる学校、医療・救護を行う病院、平時から災害弱者の収容等を行っている福祉施設等などの公的な重要施設において、災害時の安全性を向上させるため、移転や地盤の嵩上げなどを行う。

浸水等の危険の無い安全な場所への移設、施設の補強・堅牢化、防水板の設置等の耐水化を図る。

庁舎建設基金や起債により庁舎の再建を行う。

② 医療・福祉施設の再建に伴う移転・嵩上げ

厚生施設等災害復旧事業（社会福祉施設等災害復旧事業、環境衛生施設災害復旧事業、医療施設災害復旧事業、伝染病院等災害復旧事業）の活用により、移転又は嵩上げを行う。

③ 公立学校の再建に伴う移転・嵩上げ

公立学校施設災害復旧事業を活用し、移転又は嵩上げを行う。

第２節　都市基盤施設の復興

１　道路・交通基盤の復興

⑴ 復旧・復興方針の策定

① 被害調査

市は、管理する道路について被害調査を行い、県道、国道なども含めて、被害状況及び調査結果を県とも共有するよう体制を整備する。

② 道路に関する方針の策定

被害状況や応急･復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧･復興方針を決定する。

⑵ 迅速かつ円滑な復旧事業の実施

① 復旧事業

市は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。

施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧（復興）に努める。

復旧事業を行う順序については､応急対策･復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。

復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。

② 既存道路の改修

復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。

生活道路に関しては、集落地の整備に併せて、狭隘道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。

道路の点検を行い、必要箇所については耐震性の強化を図る。

⑶　より快適な道路空間の整備

道路整備では、防災力の向上に加えて、道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。

高齢者や障害者等にも歩きやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消等に配慮する。

透水性舗装や沿道・法面の緑化等の推進を図り環境に配慮した整備を行う。

２　港湾・漁港の復旧・復興

⑴　被害調査

港湾管理者が中心となり、民間会社と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能バース、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。

⑵　港湾に関する方針の策定

被災状況、港湾機能の特性等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、中長期的な問題点の改善等も行う復興を行うのか検討し、基本方針を決定する。

⑶　事業

港湾施設については、公共土木施設災害復旧事業により、復旧を進める。

復旧事業を行う順序については、応急対策･復旧対策への活用性や緊急性を考慮して決定する。

３　公園・緑地等の復興

⑴　復旧・復興方針の策定

①　被害調査

市は管理する公園緑地について、被害状況調査を行う。

被災前から避難地等の防災拠点として位置づけられていた公園緑地の使用状況、応急仮設住宅建設用地としての使用状況等を把握する。

②　復旧・復興方針の策定

被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。

公園緑地の復興のパターンとして、主に次の３パターンがあげられる。

・　既存公園の拡充
・　都市計画決定されている公園緑地整備の実施
・　都市計画決定を伴う公園緑地整備の実施

⑵　既存公園の復旧・復興

重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園･緑地については､被害状況調査結果や一次避難地の有無、広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺地区の特性を勘案して、公園面積の拡充、耐震性貯水槽の整備といった施設内容の拡充を伴う復興を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。

原状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。

⑶　公園緑地の体系的な整備

①　方針

被災状況や被災後の人口動向を踏まえ、公園の種別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置づけ等を考慮し、公園・緑地を体系的に整備する。

② 内容

都市計画決定されている公園の整備を進めるとともに都市計画マスタープランや緑の基本計画等の構想で示されている公園の計画決定及び整備を図る。

防災センターや福祉施設、医療施設等の公共公益施設と連携を図り、効率的な公園・緑地の新規整備を行う。

⑷ 防災拠点としての公園施設の拡充・整備

防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を行う。

避難所となる公園間の避難路の確保や市街地の延焼防止を図るため、道路の緑化等により緑地帯・緑化帯を形成する。

防災拠点となっている公園とその他の公共施設、周辺地域を結ぶ路線、緊急輸送路となる広域幹線道路等の緑化を進める。

各種の公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽、親水池、（災害時対応）トイレ等の防災施設の拡充・整備を行う。また、遊具等の園内施設の耐震性の強化や、緊急輸送の大型車両進入に対応できるよう入り口部分を拡幅するなど、公園施設の改善も行う。

4 ライフライン施設の復興

⑴ 復旧・復興方針の策定

① 被害調査

上水道等の市が管轄するライフライン施設の被害調査を行う。また、電力、ガス、電話等の民間事業者が運営しているライフライン施設についても、被害状況及び被害調査結果を共有する。

調査が重複しないよう可能な限り市及び各事業者が連携し調査を行う。

② ライフラインに関する方針の策定

被害状況に関する情報の共有化を図り、応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して復旧・復興の方針を決定する。

ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。復旧事業を行う順序については、応急対策･復旧対策への活用性を考慮して決定する。

民間事業者が管理するライフライン施設や道路の復旧事業とのスケジュール等の調整を図り効率的な復旧を図る。

市が管理するライフライン施設については、市が被災状況、地域特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定する。

民間事業者が管理･運営を行うライフライン施設についても､市が管理するライフライン施設の復旧･復興の基本方向との整合性を図る。

⑵ 災害に強いライフライン施設の整備

① 上水道の拡充整備

災害時の生活用水を確保するため、貯水槽を含め既設水道設備の維持に努めるとともに、管路や施設の耐震化を進める。

第３節　文化の再生

１　文化財等への対応

火山災害対策編「第３章　第２１節　12　文化財の保護」に準じる。

２　災害記憶の継承

⑴　災害記録誌の作成

災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるために作成する。

記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理する体制を構築する。

⑵　降灰の到達標高表示等

目立つ場所に浸水（津波）や降灰の到達表示を行うことにより、そこに住む人のみならず、外来者に対してもそうした事実を知らせることができる。町の中における各地点で高さ表示がされていると、日常生活の中でそうした災害を意識することができるため、防災意識の向上という面で有効である。

第７章　産業・経済復興

第１節　情報収集・提供・相談

１　資金需要の把握

⑴　事業所等被害概況調査

被災直後において、地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商店街振興組合、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。

⑵　定期的な被害・復旧状況調査

定期的な被害状況及び復旧状況の確認･把握を行う。

特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、被害状況及び復旧状況の把握･確認のほか、復興に向けた意見･要望等を把握する。

⑶　取引状況の把握

事業の継続・再開支援策（特に下請け企業等に対する施策）を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、被災直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取引状況を把握する。

⑷　資金需要の把握

把握した直接・間接の被害状況等を、業種別、地域別等に分類し、整理･分析する。

被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害･間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計する。

- 直接被害（額）― 建物・施設、農林地・漁場、設備、商品・作物・材料
- 間接被害（額）― 売上の減少等
- 復旧状況の考慮
- 経済活動の停滞・低下への配慮

分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局へ速やかに配布するとともに、定期的に報道機関等を通じ、住民等へ情報提供を行う。

２　各種融資制度の周知・経営相談

⑴　関係機関への説明会の開催

融資取扱金融機関をはじめ、関係機関、各相談所等に対し、各種制度の内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。

⑵　事業主･組合等への周知

国や県、市の持つ既往制度の内容、また新たな支援制度等の実施が決定された場合、報道機関や業界団体等を通じ、事業主･組合等へ周知する。

各相談所、取扱指定金融機関、かごしま産業支援センター、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し周知する。

⑶　相談体制の構築

被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、市及び商工

会議所、農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。

復旧･復興に関する各種情報提供が円滑に行えるように、各機関の担当部局等を明確にしておく。

相談業務に関する人員が不足した場合には、関連する行政機関等に応援を要請する。

法律相談や税務相談にも対応できるように、弁護士や税理士にも協力を要請する。

３　物流の安定・取引等のあっ旋等

⑴　物流の安定

①　物流ルートに関する被害状況の把握

道路等の公共施設等の被害･復旧状況を把握する。

利用可能な物流ルート、補助ルートについての情報をとりまとめる。

都市内の道路利用が制約されることも想定されるため、海上を利用したルートの活用についても情報収集する。

②　物流ルートの確保

港湾などについて、可能な場合には輸送力の増強を図るよう要請する。

③　業界団体等への情報提供

道路等の公共施設の被害･復旧状況、緊急物資輸送ルートについて、適宜業界団体等に対し、情報提供を行う。

業界団体等への情報提供に関しては、インターネット等も活用する。

⑵　取引先のあっ旋等

①　発注の開拓

事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあっ旋の実施を検討する。あっ旋の必要性が認められた場合広く企業を訪問することなどにより発注の開拓を図る。

他県の企業の情報についてもできる限り入手し、発注の開拓を図る。

②　商談会等の開催

特に取引のあっ旋等が必要な業種を対象に、緊急広域あっ旋会議や広域商談会等を企画し、開催する。

③　観光イベント・物産展の開催等

観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、業界団体や他の公共団体との協力体制をつくり、報道機関や全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興を PR するとともに、誘客イベントを適宜開催する。

また、被災地の復興の PR 及びイメージアップを図るため、各地での物産展の開催や、インターネットを活用した商品の販売を支援する。

第２節　中小企業の再建

１　再建資金の貸付等

火山災害対策編「第４章　第４節　４　商工業関係の融資」に準じる。

※商工業関係の融資【資料編資料第 89・Ⅰ-292】

2　事業の場の確保

⑴　早期の復旧支援

事業所再建のための資金融資に関して、国等が行う各種の産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さらに、市や基金による助成制度・融資制度の設立を検討する。

⑵　共同仮設工場･店舗設置団体への支援

共同仮設工場･店舗を設置しようとする事業組合等の団体に対して、計画策定や資金に関する支援を行う。

①　共同仮設工場･店舗設置団体への指導

共同仮設工場･店舗を設置しようとする団体に対して、計画策定や資金について総合的な指導を行う支援チームの設置を検討する。

支援チームの構成例

・　中小企業基盤整備機構、市、県、商工会･商工会議所、かごしま産業支援センター

②　設置費用に対する支援

中小企業高度化資金（(独）中小企業基盤整備機構）の活用を促進するとともに、貸付条件等の特例措置の実施を検討する。

⑶　民間賃貸工場･店舗の情報提供とあっ旋

被災した事業者に対し、民間の賃貸工場･店舗に関する情報を提供する。

①　物件情報の収集

業界団体や報道機関等に対して、物件情報の提供を依頼し、情報を収集する。

②　物件情報の提供

各種の相談所や業界団体等に情報リストを配布し、事業者に情報提供を行う。

⑷　事業用地の情報提供とあっ旋

移転を伴う工場･事業所･店舗の再建を希望する事業者に対して、移転可能な事業用地に関する情報提供を行う。

①　事業用地の情報収集

工業団地等の工業地の空き状況を把握するとともに、業界団体や報道機関等に対して、事業用地の情報の提供を依頼し、情報を収集する。

②　事業用地の情報提供

各種の相談所や業界団体等にリストを配布し、事業者に情報提供を行う。

3　観光振興

⑴　観光資源の開発

地域にある様々な資源を把握することにより地域を再認識し、それらを観光資源として、どのように開発できるのかを検討する。

①　災害遺構の活用

②　火山資源活用による観光開発

火山は温泉等の各種の火山資源を生み出しているが、地域経済の再建方法の一つとして、新たに創出された火山景観や温泉等の既存の火山資源を活用した観光開発を進めていく。

③　観光施設の新設

既に観光施設を整備する計画がある場合は、計画の前倒しについて検討する。

災害に対する防災意識のさらなる向上を図る目的に合わせ、必要に応じ地域の観光拠点施設の新設についても検討する。

⑵　観光客の誘致

①　マスメディアを活用した観光 PR

マスメディアを活用し、被災地域の観光状況を紹介する番組の作成や観光情報の提供を行う。

②　イベント（観光物物産展、大規模会議誘致等）の実施

各地で観光物産展を開催し、ＰＲ及びイメージアップを図る。

③　修学旅行の誘致

観光施設の復旧に伴い、修学旅行の誘致を図る。

④　風評被害の防止

火山災害に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は、火山の状況に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに、通常通り営業や活動が行われている観光地について積極的な情報発信に、観光関係機関と連携して取り組む。

第３節　農林漁業の再建

１　再建基金の貸付等

火山災害対策編「第４章　第４節　3　農林漁業関係の融資」に準じる。

※農林漁業関係の融資【資料編資料第 88・Ⅰ-289】

２　農林漁業基盤等の再建

⑴　災害復旧事業

災害復旧事業は、将来の一般災害を未然に防止し、施設の効用を増大する事業ではなく、現に災害を受けた農地･農業用施設を速やかに原形復旧、あるいは従前の効用を持つ農地等に復旧することを目的としている。

農林水産業の産業施設の修理･修繕に当たっては、各種制度の活用や必要に応じて資金融資制度を設立し、施設の近代化･高度化を図る。

施策例

・　取り扱い･加工等を行う機械･設備の近代化･高度化
・　流通施設の近代化
・　情報化対応施設の整備

⑵　災害関連事業

災害関連事業は、災害復旧事業のみでは復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、再度災害を防止するために、被災施設及び関連する脆弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業と併せて行う。このため、災害関連事業の計画策定は、災害復旧事業の計画策定と並行して行う必要がある。

⑶　公共土木施設災害復旧事業

農林漁業関係施設では、海岸、林地荒廃施設、地すべり防止施設、漁港等が災害により被災し

た場合の復旧を実施する場合が該当する。

⑷　代替生産施設の整備

被災した農林水産業者に、生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。

①　代替農地の確保と提供

被害状況や農業者等の要望から必要量を把握し、農地の確保及び被災農業者への貸付を行う。

②　農林水産業施設の提供

共同施設や園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替施設を整備し、農林水産業者や関連団体への貸付を行う。

⑸　農林水産業の活性化

①　農林水産業者の生産意欲の増進

各種のセミナー、研修の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。

ア　技術研修の開催

・　生産技術に関する各種セミナー、研修等を開催し、農林水産業者の生産技術の向上を図る。

・　農林水産業への新規就労者に対し、技術教育を実施するなど、育成･支援を図る。

イ　生産者の交流会の開催

・　農林水産業者の交流会を企画･開催し、生産技術の交流を図る。

②　販路の拡大

物産展の開催や、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。

被災地の復興の PR 及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。

主要生産物に関するマーケティング調査を行い、生産物の販路の拡大を図る。

3　防災営農

⑴　防災営農施設整備

降灰を除去するための施設の整備や、降灰に強い作物の導入を検討する。また、火山灰により酸性化した土壌の矯正を図る。

⑵　防災林業施設整備

降灰を除去するための施設の整備を図る。

⑶　防災漁業施設整備

降灰を除去するための施設の整備や、養殖施設等の保全を図る。

緊急輸送漁港に位置づけられている漁港については、災害復旧に合わせて耐震バースの整備を行うことを検討する。

第８章　島外への避難者への対応

第１節　避難者の一時帰宅・帰島

火山災害対策編「第３章　第７節　17　一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島」及び桜島火山災害対策長期避難計画「第５章　避難者の一時帰宅・帰島」に準じる。

第２節　避難者の帰宅・帰島、移住

火山災害対策編「第３章　第７節　17　一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島」及び桜島火山災害対策長期避難計画「第６章　避難者の帰宅・帰島、移住」に準じる。